

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 四 号

平成二十三年四月二十八日(木曜日)

午後一時三十一分開議

出席委員

委員長 原口 一博君

理事 稲見 哲男君

理事 黄川田 徹君

理事 福田 昭夫君

理事 坂本 哲志君

理事 石井 章君

理事 石津 政雄君

理事 大谷 啓君

理事 逢坂 誠二君

理事 笠原多見子君

理事 後藤 祐一君

理事 高井 崇志君

理事 永江 孝子君

理事 藤田 憲彦君

理事 湯原 俊二君

理事 伊東 良孝君

理事 川崎 二郎君

理事 橘 慶一郎君

理事 中谷 元君

理事 稲津 久君

理事 重野 安正君

総務大臣 片山 善博君

内閣府副大臣 東 祥三君

総務副大臣 鈴木 克昌君

総務副大臣 平岡 秀夫君

総務大臣政務官 内山 晃君

総務大臣政務官 逢坂 誠二君

政府参考人 (内閣官房原子力発電所事

長) 北川 慎介君

小川 淳也君

古賀 敬章君

石田 真敏君

西 博義君

石田 三示君

内山 晃君

大西 孝典君

奥野総一郎君

小室 寿明君

鈴木 克昌君

中後 淳君

平岡 秀夫君

皆吉 稻生君

赤澤 亮正君

加藤 紘一君

佐藤 勉君

谷 公一君

森山 裕君

塩川 鉄也君

柿澤 未途君

政府参考人 (総務省自治行政局公務員 佐々木敦朗君 部長)

総務委員会専門員 白井 誠君

委員の異動

四月二十八日

辞任

松崎 公昭君

赤澤 亮正君

同日

辞任

石田 三示君

伊東 良孝君

補欠選任

石田 三示君

伊東 良孝君

補欠選任

松崎 公昭君

赤澤 亮正君

四月二十六日

地方議会の確立を求める意見書(前橋市議会)

(第四二五二号)

免税軽油制度の継続を求める意見書(鹿児島県

いちき串木野市議会)(第四二五二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四一号)

○原口委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、地方公務員等共済組合法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房原子力発電所事故による経済被害対応室長北

川慎介君及び総務省自治行政局公務員部長佐々木

敦朗君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存

じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○原口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。皆吉稲生君。

○皆吉委員 民主党・無所属クラブの皆吉稲生で

ございます。

片山総務大臣を初め政府の皆様方、東日本大震

災の対策、復興に向けて本当に懸命に努力をいた

だいておりますことに、心から敬意を表したいと

思います。また、同僚議員の皆様方も、地域に

入つていただいて、被災地に入つていただき御努

力をされておられますことに、本当に心からの敬

意を表したいと思つております。

さて、本日は、地方公務員等共済組合法の一部

を改正する法律案について質問をさせていただきます。

いわゆる地方議員年金廃止の法案でござい

ます。

この法案は昭和三十六年に議員立法で地方議会

議員互助年金法としてスタートし、翌年に地方公

務員等共済組合法に規定をされて運営がされてま

いりました。しかし、平成十年以降は、議員定数

の削減が相次ぐ中、加えて、平成の大合併によつ

て議員数が激減いたしました。平成十年度と二十

一年度を比較しますと、四四％の議員が減少し、

三万六千三百十四人まで落ち込んでいます。一

方、受給者は平成二十一年度末で九万三千五百二

十九人となり、いわゆる成熟度が二五八％、つま

り、一人で二・五八人を支える制度になつていま

す。さらに、積立金も、平成二十一年度末で三百

四十八億円余りと、底をついてくるような状況に

なつております。おおよそ、相互扶助の制度でござい

ます年金制度の存続の条件をすべて失つてしまつ

ているのが現状だと認識をさせていた。だいており

ます。

この間、財政の立て直しのため、平成十四年、

十八年に退職年金給付水準の大幅な引き下げ、現

職議員の皆さんの掛金率あるいは特別掛金率の大

幅な引き上げ、さらには地方公共団体の負担金率

の引き上げなどを行つてまいりましたが、立て直

すことはできませんでした。

このような状況を踏まえて、我が民主党は、本

委員会所属の小川淳也議員を座長とする地方議員

年金PTを立ち上げて議論を重ねてまいりました。

その中で、制度立て直しへの展望を見出すこ

とは困難であるということ、また民主党所属の地

方議員へのアンケートでは、七割の議員の皆さん

方が廃止やむなしの回答をお寄せいただいたこと

ろでございまして。

そうしたことから、おおむね本法案に沿つ

た形での方向を打ち出したところでございます。

しかし、地元の議員の皆さんのお話を聞きます

と、平成十四年、十八年の改正の際にも国が責任

をとるなどという話を聞いたが、大合併への対策

など何も講じてこなかったと、厳しい声も寄せら

れております。また一方では、国民の皆様の声と

して、十二年間の在籍で年金を受け取ることへの

不公平感というものを訴える声があることも事実

でございまして。

そこで、片山総務大臣にお聞きをいたします。

今回の議員年金廃止法案は、一面では、地方議

員の皆さんの将来への期待感を封ずる苦渋の決断

だったと思つております。また、もう一面で見ますと、

国民の不公平感を払拭するような英断であるとも

言えなくもありません。このような大きな決断を

されるに当たつての決意をお聞かせいただきたい

と存じます。

○片山国務大臣 議員がおっしゃいますとおり、これは本当に苦渋の決断だと思えます。これまで続けてきました制度というものを今回やめようというところであり、該当する議員の皆さん、OBの方も含めて、いろいろな思いがあらうかと思えます。

今おっしゃいましたように、一つは、この制度を存続させるための構造といえますか条件といえますか、これがかなり崩れてきているということ、は事実であります。よしあしは別にしまして、市町村合併が相当の進捗で進んだ、それに伴って議員数が大幅に減った。これは、ある意味では予測を上回るスピードで議員の数が削減されたということがあると思えますし、それ以外に、いわゆる行政改革で定数の削減が行われたり、議員報酬の単価の引き下げが行われたりしたということも、この制度の存続に必要な構造的変えることになったと思えます。

もう一つは、やはり国民の皆さんの意識というものもこの間大きく変わってきたと思えます。国会議員の皆さんに対する年金もこの間廃止になったわけでありまして、これも国民の皆さんの意識を変えるには大きな要因になったのだらうと思えます。

そういう構造的要因と国民の皆さんの意識の変化というものを背景にして、このたびの一種の苦渋の決断ということになったわけでありまして。

この上は、ぜひ、廃止に伴いまして暫定的な措置なども当然必要になりますし、それには相応の財源の確保ということも必要になりますし、各自自治体の予算措置も必要となりますので、廃止に伴いますそういう一連の措置が円滑に進みますように総務省としては努力をいたしたいと考えております。

○皆吉委員 ありがとうございます。

今大臣の方からお触れになりましたけれども、この年金が廃止をされて、今後、掛金収入はなくなる、そして積立金も底をつくという状況の

中で、一時金の支給あるいは年金受給者の皆様方への給付については、地方公共団体に対して普通交付税として措置をすることになると思えます。総額でどの程度の資金の発動が必要なのか、また、今後、毎年どの程度の予算規模で推移していくと予想されておられるのか、そして、そのことで給与関係費が増額することになりますけれども、将来の地財計画にどのような影響を及ぼしてくるのか、お伺いをしたいと存じます。

○片山国務大臣 今回の法案というものは、今後退職される議員で一定の要件を満たした方については選択の道を残しておりますので、それぞれ該当の方がどちらの選択をするかによって、今後の各年度の所要額というのは変わってまいります。例えば、在職期間が十二年以上の年金受給の資格を有する退職者がすべて、これはそうなるかどうかかわりませんが、全員が一時金方式を選択した場合には、平成二十三年度におきましては千三百四十三億円が必要となります。これを将来にまで及んだ総額に置き直しますと、一兆一千四百億円ということになります。この二十三年度の千三百四十三億円といえますものは、現行制度を存続させる場合に比べますと短期的には一時的に増加をいたしますけれども、長い目で見ますと全体としては減少することになると思います。

いずれにしても、今後、暫定期間といえますが、この制度が終息するまでの間は所要の地方財政の措置が必要となつてまいりますけれども、各年度の地方財政計画の中に適切に盛り込むことによってそれぞれの自治体の財源の確保、予算の編成に支障がないように、総務省としては目配りをしてまいりたいと考えております。

○皆吉委員 ありがとうございます。

今大臣がおっしゃったように、この給与関係費がふえたことによつて地方に対する地方交付税の措置にいろいろ問題を生じてくるということのないうように、これは別枠としてしっかり措置をしていただくように要請をさせていただきます。

あと二つほど質問をさせていただきます。

与野党協議の中で、地方議員を地方公務員等の共済組合に加入させるべきだという意見が出されているというふうにお聞きをいたしております。私は、傾聴に値する御意見だと思っております。

地方公共団体には、議員の皆さんにとどまらず、多くの非常勤の皆さんや臨時職員の方々がおります。私はかつて、自治体職員であったときに、非常勤や臨時の職員の方々の厚生年金に加入させる取り組みを行った経験がございますが、共済組合法では、組合員の資格を、常勤勤務に服することを要する職員、いわゆる常勤職員と定めております。共済組合には何かしら高い壁を感じたという記憶をいたしております。

そこで、お尋ねをいたします。

議員を初め臨時あるいは非常勤の職員の皆さんの共済組合への加入の検討をされておられるのか、また加入をいただく場合の事業主負担の問題や、あるいは共済組合としての財政運営にどのような影響が考えられるのか、お伺いしたいと存じます。

○鈴木(元)副大臣 御答弁申し上げます。

今御指摘の、地方議会議員の皆さんや臨時、非常勤職員の地方公務員共済への加入については、まさにさまざまな御意見があるというふうに思っております。

ただ、地方議員の皆さんがもしこの共済に入るということになると、今大臣からお示しをいたしましたように、今回の清算に約一兆円近い金が必要でございます。これは公費として支出をされるわけですから、その公費負担が本当に国民の皆さんの理解が得られるかどうかということは厳然たる事実としてあるわけでありまして。それからまた、地方議員の皆さんが、いわゆる勤務形態といえますが、果たして共済加入のこういった条件を満たしておられるのか、このところもあると思えます。それから、国会議員との取り扱いの均衡をどう考えるかというふうなことで、非常にさまざまな検討課題がある、このように思っております。

また、臨時、非常勤職員の皆さんにつきまして

は、今御指摘のように常勤職員の形態であるという前提ですから、その辺をどうクリアするかというふうなこともございます。

いずれにしても、冒頭申し上げましたように、御意見がさまざまあることは十分承知しておりますが、その辺をしつかりと検討していく、課題も逆にたくさんあるというふうな思っております。

ちなみに、地方議員が共済組合に加入した場合に、年金で約百七十億円、医療保険で約百十億円、合わせて二百八十億円ということになります。これは非常に粗い計算でありますけれども、臨時、非常勤職員の方の計算は、ちよつとケースがばらばらでありますので、出せないということになります。

いずれにしても、今までの共済組合の形態について非常に大きな影響が出てまいりますので、その辺を慎重に考えて検討してまいりたいというふうな思っております。

以上です。

○皆吉委員 ぜひ政府として御検討いただきたいと存じます。

最後の質問でございますが、いわば議員をめぐるしましては、地方議会の議員さん方にとどまらず、私たち国会議員も含めて、国民の厳しい目にさらされているというふうな思っております。

特に地方におきましては、昨今、議員報酬のあり方、報酬の半減とか日当制の議論など、さまざまな議論が行われております。これに年金まで廃止ということになりますと、地方において有為な人材が集まるかという不安を禁じ得ません。

また、議員の身分に関しまして、国会議員と地方議員の格差というものも歴然としております。

例えば、国会議員は歳費として国会法で定めてありますが、地方議員は、地方公務員法で特別公務員として定めて、非常勤としての位置づけしかなく、収入も報酬とされております。

政令市や中核市、県都市を中心として、多くの地方議員は、議会活動にとどまらず、日々の相談

活動、町内会やさまざまな多岐にわたる行動を求められておりますし、相当の議員の方々が專業化を余儀なくされております。こうした中で、先週採決が行われました地域主権三法により、地方議会では、さらに新たな条例の策定に向けて議論をいたさなければなりません。このように、議員の役割はさらに大きくなっています。

このような状況の中で、大臣として、地方議員の身分、処遇がいかにあるべきか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○片山国土大臣 地方議会の役割が非常に高くなる、その中で、議員の皆さんの活動というものが、これまで以上に責任が重くなつて、期待される役割もふえてくると思います。

ただ、だからといって、全国一律に、例えば議員というのはこういう勤務形態でいうことを決めるのはなじまないと思います。公務員制度とか官僚制の場合にはそれはなじむかもしれませんが、多様な働き方が期待される議員の皆さんにはなじまないと思います。むしろ、それぞれの自治体ごとに、議員の仕事、役割、それから、勤務形態というのは変ですけれども、議会の会期がどうあるべきかとかいうのはそれぞれ決められて、その中で精いっぱい仕事をされて、それを有権者、住民の皆さんから評価していただいで支持を受ける、こういうプロセスが大事なのではないかと思います。

例えば、自治体によってはもう既にあるのでありますけれども、会期を非常に長くして、ほとんど常勤と変わらないような、そういう仕事ぶりをされているところもありますし、小さな自治体ですと本当に一週間に一遍とか、これからいろいろな議会のあり方というのは出てくると思いますので、それぞれの実態に応じて、また住民の皆さんの期待度と理解度に応じて、議員の皆さんの仕事ぶりとそれに対する処遇というのは決まってくるのが自然ではないかと考えております。

○皆吉委員 今大臣のお話でございましたけれども、こういう地域主権の中で、本当に地方議員が

生き生きと地域のために働ける環境をつくるために、また政府としても、さまざまな具体的な財政の手だてなど、しっかりと支えていかなければならない、そんなふうにも思っておりますので、よろしくお願ひして、質問を終わります。

○原口委員長 次に、伊東良孝君。

○伊東委員 自由民主党の伊東でございます。まず、冒頭であります。きょうは大震災からちょうど四十九日というお話でございまして、改めて、冥福を祈り、そしてまたお見舞いを申し上げる次第でございます。

四十九日をあす明けますといよいよゴールデンウィークでありますので、心機一転、日本の経済活性化のために大いに活動し、そしてまた自粛自粛のムードを何とか払拭したい、このように思う次第でございます。

さて、皆吉先生から今、地方議会議員年金の廃止法案についての質問があったところでありますが、私も、若干重複するかと思いますが、できるだけ観点を變えて質問させていただきたいと思ひます。

経緯につきましては、ただいまお話がありましたように、昭和三十六年、これは互助年金としてスタートいたしました。発足後十年くらいは黒字基調であつたわけですが、その後、統一地方選挙施行に伴い、あるいはまた年金受給資格者の増大に伴い、単年度の収支が一挙に赤字基調に転じまして、数年をたらずして、これまでの積立金が枯渇するという厳しい事態が予想されるに至つたわけでありまして、そこで、共済組合法を改正いたしました。昭和四十七年四月から、掛金率の引き上げやあるいは地方自治体の負担金制度の導入など、会計維持のための対策が講じられたところであります。

ここでちょっとお聞きしたいのでありますが、当時は総務省でなくて自治省であつたわけですが、当時の監督官庁としては、地方議会議員年金財政の運営についてどのような問題意識を

持つておられたか、あるいは将来の解決に向けてどのような方策を講じられようとしたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○片山国土大臣 当時のことでありますから、私も直接参画しておりませんでしたので推測も交えてお話を申し上げますが、やはりこの種の制度というのは持続可能性というのが非常に重要でありますから、それに対して意を配つてきたと思ひます。

その一環で、平成十四年に所要の改正を行つておりますし、それから平成十八年には、やはり合併というものを念頭に置いて、その合併の影響というものをできるだけ受けとめるといいますか、致命的な影響が生じないようにということで、さらなる改正も行つたと思ひます。

ただ、それを上回るスピードで合併が進んで、その結果、全国の地方議員の定数というものが大幅に削減されたということと、それから、先ほどちよつと触れましたけれども、合併とは必ずしも関係はないところで議員定数の自主的な削減というものが、公務員給与などと同様に議員報酬の自主的な削減というものも行われて、したがつて、当時、平成十四年、十八年に想定しておりましたような枠組みがかなり崩れてきたというのが、今日までの経緯ではないかと思ひます。

○伊東委員 平成十年以降の合併による影響というのはわからないわけではあります。が、これは、三十六年に発足して、四十六年に、十年間で既に破綻が見えてきて、それで大きな改革あるいは負担率の引き上げ等々をしたわけでありまして、その後、さらに数度にわたる給付水準の引き下げ、掛金もまた引き上げる、あるいは年金の給付開始年齢の引き上げも行われる。その時々でこの年金財政をいけば取り繕つてきたようなイメージに私は見えるわけでありまして、抜本的な解決に向かつて進んでいったというふうにはどうしても思えないわけでありまして。

全国の町村議会あるいは市議会、都道府県議会、それぞれの段階、レベル、内容も若干違つて

おつたでありまして、中身も違つていたもので、これを一つにまとめるというのは難しかったかもしれせんけれども、私は、当時の自治省としてみれば、もう少し、監督官庁として、将来にわたる指導力をきちつと発揮した年金のあり方というものを主導すべきではなかったかという気がしてなりません。

この点、総務大臣はどういうふうにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

○片山国土大臣 今から振り返りますと、今議員がおつしやつたような多少強引なやり方というのも選択肢としてはあり得たろうと思ひますけれども、やはりこの種の制度というのは、まずは当事者の皆さんの合意形成が重要だと私は思ひます。

もう一つは、この制度を存続させるために公費の投入というののも当然あり得るわけですが、公費の投入というのは、当然、納税者、住民の皆さんの理解と納得が得られなければいけないという面もありまして、そういう幾つかの非常に困難な状況の中で、今から考えるとびぼう策だという評価があるかもしれませんけれども、そのときそのときに許された環境の中で最善の努力をしてきたものだと思ひます。

○伊東委員 この間、私も十七、八年地方議会にいたものでありますから、そのたびに、将来これは相当厳しいことになるぞというのは、もちろん議員同士も若干認識はしていたところでありまして。お話にありますように、これが平成十年以降の平成の大合併の進捗に伴いまして、相当数の町村の合併によつて、議員数の減少あるいは年金受給者の増加、行革による議員報酬の削減、定数の削減等々があつたわけでありまして。

当時、この合併を極めて一生懸命推進されました総務省として、この議員年金のことは余りお考えでなかったのか、それとも、それはちよつと横に置いておいてというような、そんなおつもりであつたのか。私は、これは、大変申しわけないこととありますけれども、今となつて振り返つてみ

れば、合併推進に総務省も本当に一生懸命やつておられたわけでありまして、そうしますと、それに問題が生ずるようなことはちよつと横に置いておいてということではなかったのかなという思いがいたしております。

この地方議員年金制度について、合併を推進してきた当時としてはどのような考え方であったのか、ちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 確かに総務省はそのころ合併推進に向けて全力を挙げていたと思ひますが、それは総務省だけが単独で合併促進をやっていたわけではなくて、そのときの政権のもとで、政権の方針に基づいてやつたものだと思ひます。

ちなみに、これは余談でありますけれども、私は当時、県で知事をやつておりました、そういう非常に強引な合併促進策は実は冷ややかに見ておりました者の一人であります。

それはさておきまして、そのときに、当然のことながら、やはり合併をすれば議員の数は減るわけでありまして、それが議員年金制度に大きな影響を及ぼすということは、認識はあつたと思ひます。それについての議論も行われていたわけでありました。ただ、先ほどもちよつと触れましたように、その旗を振つていた総務省の考えていたよりもスピードが速かつた、合併とそれに伴う議員の削減のスピードが速かつたということ、これは一つ予想を上回ることであつたのではないかとと思ひます。

○伊東委員 私には合併の推進が間違つていたとか急ぎ過ぎたとは思つておりません。当時の国の考え方の中では、やはり一つの国としてあるべき姿、あるいは地方としてあるべき姿をあそこで模索したんだらうというふうに思ひますし、現実的に、私も合併した自治体にいた者として、当時としてみれば、やはり行財政改革で大幅に進んだんだなという思いはあります、その効果が今あつたかどうかはまた別の問題といたしまして。

ちなみに、市町村議会と議員数、議会費、これらの資料を見ますと、平成十年に三千二百五十五市

町村が、平成二十年には千八百市町村に減つております。千四百五十五市町村、自治体が合併によつてなくなつております。平成十年に六万四千人いた市町村の議員数が、一万四千九百七十九人減つて、三万五千人に実はなつております。

こうなりますと、議会費の削減効果は幾らあるかというところ、平成十年に五千六百十二億円の議会費が、平成二十年には三千五百四億円に減つていくわけでありまして、年に千五百五十八億円が削減をされていく、毎年これが減つてきているという、行財政改革の中の議会費の占める割合であります。議員報酬は、平成十年に三千二百九十八億円でありましたが、平成二十年では二千八百八十九億円と、千九百億円減つております。

こうなりますと、地方公務員共済のこれからの後始末の金も含めて、この会計だけが破綻した、破綻したといつて一方的に本当に責め立てていいのかなという気がしてならないわけでありました。

平成の大合併、そして議会費のこれだけ大幅な、年間千五百億円を超える削減効果があつたという事実を踏まえてどう評価するか、こう思うわけでありまして、この点、総務大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 今おっしゃられたことは一つの視点、だろつと思ひます。大切にしないといけないと思ひます。

今回の廃止に伴ひまして清算のために今後一兆円ほどが必要になる、これはこれで納税者、住民の皆さんの理解を得る必要がありますけれども、その際に、やはり今おっしゃつたような合併による財政効果といひますが、こういうものが別途あるといふことはよく認識をしていただく必要があるだろつと思ひます。

○伊東委員 これはやはり国民の皆さんにぜひ知つていただかなければなりませんし、地方の皆さんにも、この合併あるいは議会費の大幅な削減といふことの事実をきちつと説明する必要があると私も思つていふところであります。

さて、この制度が廃止されても、現在受給

資格のある人は相当数いらつしやるわけで、先ほど皆吉先生のお話にありましたように、まだまだ二・数倍の、一人が面倒を見なければならぬ受給者がいるわけでありました。

さて、現行制度を見てみますと、昭和六十一年度、平成七年度、平成十五年度あるいは十八年度、それ以前に議員になつていた人として以後受給資格を得た人では、支給水準が随分違つてきているわけでありまして、昔の人ほど高い支給率になつております。

私も昔、市議会、道議会におりましたときに、市議会と同じ年で同期だつた者が、三期クリアして、今彼は道議会にいらつていますが、もう五十五歳から支給開始になつていゝわけでありまして、その一年後に議員になつた者は六十歳からの支給開始になる、現在議員の者は六十四歳、六十五歳からの支給開始になるといふふうには、さまざまな支給基準が今存在をいたしております。

私は、今回、地方議員の年金制度そのものがなくなる、破綻する、あるいはこれから掛金を払う人がいない中で受給者がたゞふえ続けるといふことであるならば、支給基準を、やはりもう少し公平性を保ちながら、わかりやすく、不公平感の少ない制度にすべきといふふうには思つておりますが、この点、大臣はどのような御見解を持たれておりますか、お聞きします。

○片山国務大臣 それは非常に難しい問題だと思ひます。難しいといひますのは、非常に重要な論点であるといふことが一つありますし、それから、公平であるべきといふのは非常に重要な論点であるといふことですが、その公平を実現しようと思ひましたら、経緯から見て、これは非常に難しい問題があるといふ感想を持っております。

これは年金の他の分野でもあることではありますけれども、順次制度を改正していったときに、既往の制度の適用を受けている人にはやはりそれなりの既得権といひますか期待権といふものを尊重し保障するといふことをやつておるもので

すから、今回の議員年金もやはり同じような仕組みをとつてきているわけで、ある意味では公平感に反するといふ面があるかもしれないけれども、その人その人の置かれた期待権といふものを尊重するといふ面ではやむを得ない面があると思ひます。

○伊東委員 それは十分に私もわかるわけでありまして、これは本当に、もう掛金を払う人がいなくなつて受給者がばかりがふえ続ける。いわゆる既得権といふか、これまで受給してきた人の生活権やそういったものがあるから、遺族年金を含めて守らなければならぬといふのは理屈としてはわかりませんが、では、今まで掛けてきて受給資格が生じたにもかかわらず八割で一時金をもらつて後はなしになるという、今直近の、現在たくさんおられるそうした方々から見ると、受給総額が自分たちの受取総額の何倍にもなるような既得権益者がたくさんいる制度をそのまま残して、自分たちが八割支給といふことで甘んじなければならないのか、こういった点もやはり考慮される必要があるのではないかとと思ひます。

先ほど大臣は、これからの所要資金は約一兆円といふお話でありましたが、最終的な終息までにその金額といふのは本当に一兆円といふところなんではいふか。おおよそのところで結構ですので、その見積もりもどうか内訳といふか、その根拠をちよつと明示いただきたいと思ひます。

○佐々木政府参考人 将来の公費負担額の見込みでございます。

先ほど大臣からお話し申し上げました、年金受給権を有する者の全員が一時期を選択した場合に、将来にわたる総額で約一兆一千四百億円となつてございます。逆に、年金受給権を有する者の全員が年金を選択いたしますと、公費の総額としては多くなつてまいりまして約一兆三千六百億円、こういう見込みになつていふところでございます。

○伊東委員 これから膨大なお金が地方負担になつていくといふことであります。この費用につ

きましては地方交付税で措置されるということでありましょうか、この点についてお聞かせください。

○**遠坂大臣政務官** 御指摘のとおり、今回の地方負担については、地方財政計画の中に計上いたしましたので、地方交付税で対応ということになります。

○**伊東委員** 議員年金制度が廃止されれば、議員の待遇、身分、あるいは老後の生活等々の面で魅力がなくなるのではないかと、こう言われているところでありまして、今回の統一地方選挙を見ても、立候補者数が非常に少なくなっている町村、あるいは無競争で決まってしまう市町村が前回に比べて随分多くなった。私の地元でも相当ふえているところでもあります。もちろん議員報酬のアップなどということは近年なかなか見られないことであり、逆に削減が当たり前に何となくなってきたというわけでもあります。

人材確保という面、あるいは地方の自治、地方議会、地方の民主主義を維持する観点では一定程度のコストというのは必要だ、私はこういうふうにいるわけでありまして、人材確保と地方議会の活性化等々について、本当に、このまま定数を削減し、給与を削減し、年金も何もなくなる、こうした形がこのまま続いていいものかどうか、私は大いに疑問があるわけでありまして、大臣、この点はいかがでございますか。

○**片山国務大臣** 地方自治の経営にある程度のコストがかかるというのは、私も全くそのとおりだと思います。安上がりであれば安上がりであるほどいいということではないと思います。やはりそれなりの質の高い行政を維持しようと思いましたが、その経営のためのコストというのは容認してもらわなければいけないと思います。

そういう意味で、議会というものも、定数を削減すればいいというものではないですし、それから報酬にしても、安い方がいいんだということではないと私は思います。

ただ、年金があるから魅力を感じて議員になる

というものでもないと思います。ほかにもいろいろな要素があると思います。

その一つは、やはり報酬というものは、どの程度の報酬水準でそれなりの人が得られるかというのは、一種の市場原理のようなことが働くかと思えますので、それはそれぞれの自治体で決められることでありますから、ぜひ、最近の立候補の状況とか、そういうものをにらんで決められたらいいと思います。

それからもう一つは、経済的な面だけではなくて、議会自体が魅力を持有者の皆さんにどれほど与えるかということが大きいと思います。議会というものが非常に活気があって、住民の皆さんの意思というものがかなり反映できる、働きによって地域を変えられる、そういう確信が得られれば、多くの皆さんが、特に若い人も含めて、地方議会に参入しようということになると思いますので、経済面だけではなくて、議会の運営のあり方ということもぜひこの際考えていただければと思っています。

○**伊東委員** この質問はちよつと違うかもしれませんが、御見解をお聞きしたいことは、実は、減税日本の河村市長さんが名古屋でこの、議員報酬の半減案を通したというお話でありました。通常、日本全国の地方議会あるいは自治体に設けられております特別職の報酬審議会もなすことにしたというお話でありました。

私は、これはどちらにもそれぞれの言い分があるんじゃないけれども、いわゆる自治体のチェック機能としての議員あるいは市町村議会の存在があるわけでありまして、その行政をチェックする側の議会が、チェックされる側の代表者によって報酬あるいは定数を、市長の公約にその定数あるいは報酬を並べて選挙されて、その市長が通つたらそういうことになってしまうというのはいささか、本当に民主主義上、これで議会制民主主義としていいのかなという疑問がわき起こるわけでありまして。

片山総務大臣も知事をされていたわけでありま

すから、もちろん応援してくれる与党と言われる県議会の方々がいらつしやつたと思います。どの市町村でも、多かれ少なかれ、そういう自分を理解してくれる会派なりなんなりはあるわけでありまして、けれども、みずからその議会全体の定数あるいは議員の給料まで、チェックされる側がする側をまるでコントロールするかのどくのやり方というの、私は、いささかちよつといびつであつておかしいというふうに思うものであります。

片山大臣から見ておられて、名古屋市の議会のあり方というのはどのように見えるか、お聞かせください。

○**片山国務大臣** 今回の名古屋の実情を見ましても、おつしやつたような経緯だと私も思いますけれども、でも、最終的には議員の皆さんがみずからの意思で賛否を明らかにして報酬の額を八百万円にしたということでありまして、あくまでも、チェックをされる首長が勝手に決めたというわけではなくて、首長の考え方を一応納得して、議員の皆さんが受け入れた上で決めたということでしょうから、形式上は問題はないと思います。

ただ、政治的な背景としては、もうそれを受け入れざるを得ないような、そういう雰囲気や首長さん自身が醸し出して、それなりの行動と活動とされてきた結果ということをにらめば、今おつしやつたように、二元代表制が想定してきたことに対する一種のイレギュラーな結果だろうと思います。そういう印象を持っております。

もう一つは、一般論として、私がかねがね思つておりましたのは、首長の報酬とか退職金の額を議会が条例で決めるというのはいいと思うんです、片一方の住民の代表が決めるということではありませんから。ところが、議員の皆さんの定数とか処遇とか、そういうものを議員の皆さん自身が議会で決めるというのは、やはり自給自足といひますか、自分のことを自分で決めるわけで、これに必ずしもチェック機能が働かないといううらみがあるわけでありまして、これをどうするのかと

いうのは、これから一つ考えなければいけない課題だろうとかねがね考えております。

○**伊東委員** ちよつと横道にそれまして、大変申しわけありません。

しかし、地方議会の議会制度のあり方、本当にチェック機能としての機能というものをしっかりと果たす上では、今回の名古屋市の議会というのは、私は、全国の市町村議会に一石を投じたと思ひますし、それぞれの議会の中で、活性化に向けて、あるいは住民の負担にこたえられる地方議会づくりで、これは目が覚めたところもあるのではないかと、こういうふうにも思ふものでございます。

さて、戻りますが、地方議会議員の年金は、我が国の年金体系の中でいわゆる二階部分、三階部分としての性格を有するものではないかというふうにも見えるわけでありまして、総務省として、これまでの地方議会議員の年金についてどのような見方をとつてこられたか、お聞かせください。

○**佐々木政府参考人** 地方議会議員年金制度でございますけれども、これは公的年金ではございませんで、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して、政策的に設けられました公的な互助年金制度と位置づけられているところでございます。

○**伊東委員** スタートが互助年金でありますので、そういうことなのでありますが、しかし、この地方議会議員年金は、一般の公務員の共済年金制度あるいは厚生年金制度と比較をいたしまして、給付と本人負担のバランスあるいは公費負担の割合の差が極端にかけ離れたものではないかと思ひますけれども、この点、総務省としてどのように評価しているのか。この議員年金が特権的なものではないというふうには私も思つてはいるわけでありまして、けれども、これについて総務省の見解をお聞かせください。

○**佐々木政府参考人** 先ほど申し上げましたように、公的な互助年金制度ということでございまして、基本的には地方議会議員の方々の掛金で財源措置されているわけですが、先ほど先生の方か

らお話がありましたように、昭和四十年代に公費負担措置が講じられて、近年におきましては、合併による激変緩和の公費負担を除きますと、大体四割程度が結果として公費で措置されているといったような現状になっているものでございます。

○伊東委員 私も先ほどの皆吉先生と見解は同じなのでありますが、ここで、地方公務員共済への加入をやはり検討したくべきではないのかなという気がしてならないのであります。議員の場合、自分で仕事をしている人、あるいは勤めている人もたくさんいらっしゃるわけでありすが、そうでない自営業者の方、あるいは国民年金を掛けているという人もたくさんおられるわけでありす。

地方公務員共済、先ほど健康保険を含めて二百八十億円という予算のあれがありましたけれども、今までの議会費の削減額などを勘案すれば、これからの地方議員に、健康保険まで含めるのが妥当かどうかはちょっと論議のあるところでありましようけれども、これまで一六%の掛金が、地方公務員共済ということになりますと八%で、残り八%は市町村が掛けるということになるわけでありすので、こうしたことの道をやはり開くべきだ。そして、その身分やあるいは将来について一定程度、專業化していく地方議員が将来身の立つような、あるいは安定的な老後を送れるような形をとるべきではないか。

私も先ほどの皆吉先生と同様の見解を持つものでありますが、この点、もう一度総務省の見解をお聞かせください。

○片山国務大臣 共済組合に加入すべきではないかという議論があることは私も承知しておりますが、やはり慎重にならざるを得ないと私は率直に思います。

といいますのは、共済組合というのはもともと常勤の職員を対象にしておりますけれども、要するに公務員というものを專業にしている者であります。片や議員の皆さんというのは、確かに專業

の方も最近ふえておられますけれども、いろいろな多様な職業の中から住民の代表として議員に選ばれているわけでありまして、必ずしもみんながみんな專業な職業を目指しているわけではないわけでありまして、多様性というものをやはり尊重する以上は、專業を前提にした制度にすべきではないという意見も根拠があることだと私は思います。

それからもう一つは、これは本論から外れるかもしれませんが、もしもこれでも、もともと、議員の皆さんに、何らかの議員年金であれ、議員年金でなければそれにかわるべき何らかの上乗せの年金制度が必要だという背景には、国民年金ではちゃんとした生活が成り立たないという前提が恐らくあるのだらうと思います。それはそれで非常に重要な問題でありまして、一般の国民の皆さんは国民年金でしか老後の生活を頼れないという人も多いわけでありまして、であれば、議員の皆さんもそうでない皆さんも国民年金でちゃんと生計が営めるような、そういう仕組みをつくっていくというのが本来の王道ではないか、それを志すのが政治の役割ではないかと私は常々考えているところでありす。(発言する者あり)

○伊東委員 例えば今御発言いただいている石田先生も、和歌山の県議を三期十一年、十二年やっていないところが惜しいところでありすが、海南海市長を八年であります。地方議会のベテランでありますし、私どもの総務部会、シャドーキャビネットの総務大臣であります岩城光英先生も、市議を六年あるいは県議を四年、市長七年というわけであります。私も、これも十二年やっていないわけでありすが、市議、道議、市長をやっておりますのであります。

しかし、近年は、町村議会の年間の会議日数の少ないところはなかなかそこまではという話も出てきましようけれども、通常の市議会あるいは都道府県議会に至りましては、今、ほとんどが專業に近い形に現実にはなっているわけでありす。制度が破綻したからといって、ではあなたは国民年

金でやりなさいよということでも果たして本当に済むのかなという気がしてなりません。

私は坂本先生と一緒にこのプロジェクトチームなどで検討させていただいたのでありますけれども、各党各会派問わず、地方議会を経験されてきた方はやはりたくさんいらっしゃるわけでありす。そういった全国の、数も相当数減った地方議会の議員に対して国としての何らかのインセンティブを与えるというか、その身分あるいは制度上でも、総務大臣のように一般の国民と同じようにという言い方もできないわけはないわけでありすが、議員みずから自分たちにこれをしてくれ、あれをしてくれということは今は極めて言いづらい世の中でありすので、私は、国会の方で、これは国会議員が年金なくなったから地方もなくなったつてしようがないだろう式の話ではなくて、やはり地方議会をこれから発展させる、守る、議員の意識を高めるという観点からも、そうした一定程度の身分保障あるいは将来に対する保障的な年金というものは必要だというふうに思っているところでありす。ぜひ御検討をお願いしたいと思ひますし、総務省が全くその気はないというところであれば、地方議会の皆さんとさらにその声を高めていく努力をしていかなければ、そんな思いをしているところでもありません。

最後に、総務大臣、もう一度、地方議員に対する思い、その大切さについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 地方議員の皆さん方が安心して住民の皆さんのためにいい仕事ができる環境をつくるというのは、非常に重要なことだと思ひます。

先ほどは、皆さんからごらんになると少しネガティブなことを申しましたけれども、決してそれだけが本意ではありません。報酬の問題、議員の皆さんの活動しやすい環境づくりなども含めて、それから将来の安心ということをやつて担保するの、しかもそれは国民の皆さんの理解というものがどうしても肝要になりますので、そういう

うことも含めて、これから検討すべき重要な課題だと私も認識しております。

○伊東委員 どうもありがとうございます。

○原口委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 それでは、通告に従ひまして、順次質問をさせていただきます。

きょうは先にお二方が御質問なされまして、このテーマでの議論ですからポイントは絞られていすので、かなり重複すると思ひますけれども、確認の意味も含めて、させていただきたいと思ひます。

まず、地方議会議員の年金制度、先ほど来お話がありましたけれども、昭和三十七年の地方公務員共済組合法に規定されて以来、すべての地方議会議員を対象とする強制加入の恒久的年金制度として運営されてきた。この間、昭和四十年の退職一時金の導入ですとか、昭和四十七年の公費負担の実施、その後の給付水準の引き下げですとか、構成員、いわゆる議員の掛金率、それから公費負担の引き上げ、こういうことを経て今日に至つてまいりました。

私は、この制度はいわゆる公的年金を補完する制度として、地方議員あるいはその遺族を含めて、生活の安定に大変寄与してきた、大きな役割を果たしてきた、このように思つております。今般の廃止に至つた要因は、ひとえに議員年金財政の悪化が挙げられる。ほかに、制度そのものがいわゆる議員特権ではないかという指摘もありましたけれども、いずれにしても、この間さまざまな議論をしてまいりました。

ただ、改めて今認識しておかなくてはいけないことは、この地方議会議員年金制度はほかの公的年金との通算が行われていないということ、それから、もちろん公的年金との重複は認められておりますけれども、これはいわゆる国民年金の基礎年金の二階建ての部分ですとか、あるいは厚生年金などの上乗せの部分だ、こういう意味合いも他方持っているということも考えなければいけないと思ひます。

私も地方議員を経験してきた上で、個人的なことを申し上げると、在職十二年以上の受給資格、この特別な措置というのはまだ議論を残すところがいっぱいあると思います。ただ、地方議会議員が今日置かれている環境、先ほど来、お二人の質疑の指摘もありました。この地方議員年金制度の維持ということが、積立金の枯渇など財源不足に陥って廃止となるということはいったい方ないと思う一方、残念であるというのも率直な思いでございます。

我が党といたしまして、この約二年余り、全国の地方議員の代表者を集まっていたさきまして、数度にわたって意見の聴取、それからさまざまな議論を重ねてまいりました。そうしたことを経てきようこの場に立たせていただいておりますけれども、以下、質問させていただきます。

まず一点目は、地方議員年金制度の廃止の要因ということですが、

これも、先ほど来ありました、平成の大合併が年金財政を圧迫した要因である、このことも理解をします。ただ、その上で、これは公明党の地方議員からも強い意見がありましたが、平成十四年の改正あるいは十八年の改正のときに、給付水準の引き下げですとか負担率の引き上げも行われてきた。このときも、議員年金制度の維持は図られる、そういった説明もあったというふうに承知しておりますけれども、そう思い合わせていきますと、わずかこの数年間の間に二度の改正を行ってきたにもかかわらずこうなってしまうということは、先ほど来の御答弁でも十分理解はできるんですけれども、しかし、それを差し引いても、総務省は見込み違いをしていたのではないかと、要するに制度設計が間違っていたんじゃないか、こういう厳しい御指摘もあります。

この点についてまず御答弁いただければと思います。

○片山国務大臣 先ほど来申し上げておりますとおり、いろいろな事情による議員定数の削減というものが、見込んでいたものよりも早く削減が進

んだということは、これは見込み違いだったと思いますが、しかし、制度を持続可能にするにはどうすればよかつたかということになりますと、答えは、そんなに選択肢は多くなかったと思うんです。一つは給付水準をさらに切り下げること、それから掛金率を上げるということ、それから公費負担の負担率を上げるということ、要素としてはこれぐらいだろうと思うんです。

前二者、すなわち給付水準と掛金率の問題は、これを余りやり過ぎると、今度は当事者の魅力がなくなってしまうんです。ですから、どこかにやはり歯どめがあつたはずであります。それから、公費の負担率というのは、これは納税者、住民の理解がどこまで得られるか、得られる範囲内であれば認められませんか、そうすると、おのずからやはり限度もある。

したがって、そのときそのときに、今から考えるとやり足らなかつたという評価はあるかもしれませんが、当事者の納得と納税者の理解が得られる範囲という中で組み合わせてきた結果、たろうと思ひます。

○稲津委員 この制度廃止の要因について、もう一点伺わせていただきたいと思ひます。

いわゆる合併特例法において、地方議会議員共済会の運営を勘案し、健全な運営を図るための措置を講ずる、こうして国の責務を規定しているわけでございます。このことをどのように措置してきたのかということを変更して聞かせていただきたいと思ひます。

○逢坂大臣政務官 この合併特例法の五十八条の規定をどう読むかということでありましてけれども、「必要な措置を講ずる」という文言を見て、これに対して、国がある種の財政支援をすることも含むのではないかとこのうふうに見ている方もいらつしやるようでありますけれども、先ほど来説明がありましてとおり、地方議会議員年金は法律に定める互助年金であります。今回、存続あるいはその他の方向を見定めるためには、どうしてもこれは法律の見直しが必要な部分も出てくるわけ

であります。したがって、負担金がどうあるべきか、掛金がどうあるべきか、あるいは給付の水準がどうあるべきかといったような見直しをしていく、そういう措置をとるんだということの責務だというふうに理解されるのかなと思つております。

今回、実は総務省に検討会を設けまして、合併に関する影響ということも議論になりました。もし仮に、合併による影響額というものを勘案した存続案をつくつてみたかどうかということも検討会の中ではあつたというふうに承知をしております。詳細は申し上げませんが、それが、総務省の検討会で出ているいわゆるB案と言われるものでございます。このB案も地方議会の皆さん方にお示しをしております。御議論いただいたところですが、合併による影響額を含めたB案をもつてしても、存続は難しいなというような意見集約になつたと承知をしております。

○稲津委員 もう一つ、次は、地方議会議員年金制度検討会の検討の経緯についてということでお伺ひしたいと思ひます。

今、逢坂政務官からも一点触れていただきましたが、それはおいておきまして、平成二十一年十二月の第六回検討会の報告、これがいわゆるA案、B案、廃止案併記と。この中で、最終的に、結局廃止に至つたわけですが、三議長会の廃止決定に至つた経緯をもう一度御説明していただければと思ひます。

○逢坂大臣政務官 いろいろな経過があつたというふうには伺つておりますけれども、まず一つ、全国町村議会議長会の考え方としては、B案を基本として制度を存続しつつ、何らかの措置をまた講ずるようになってほしいというような意見があつたというふうには思つております。

それから全国市議会議長会でございますけれども、検討会において出された案については、基本的にそれは賛同できない、存続案、A案、B案、それから廃止案、それと並列には取り扱わないで、独自の案を提案したいということでございます。

ました。そして、制度存続が望ましいけれども、廃止もやむなしというふうなことだったのでないかというふうな記録では残っております。

それから都道府県議会の場合は、制度を存続すべき、存続する場合はA案でもやむを得ないということでございます。三議長会それぞれがそれぞれの意見を持っていた中で、最終的に今回のような結論になつたというふうに承知をしております。

○稲津委員 三議長会それぞれ、少し意見が違つた中で進んできて、しかし最終的には廃止やむなしに至つたということなんですけれども、それでは、仮に、今回のこの廃止法が不成立になつた場合どうなるのかということ、この点についてお示しいただければと思ひます。

○逢坂大臣政務官 これは、五月の二十日過ぎぐらいには成立をいただかなければ事務的にもいろいろ間に合わないわけでありまして、もし仮に法案が成立しなければ、六月の時点で、市町村議会議員共済会には資金不足に陥るといふふうに見込まれております。当然、そうなりますと、年金や一時金の支給に支障が生じるということになるわけでございます。

その際、いろいろなことが考えられるわけですが、では、資金不足が生じるのなら、例えば共済会が借り入れを行うことができないのかとか、いろいろなことは考えられるかもしませんが、物理的には考えられるというふうには思ひますが、なかなか、そのどれもが現実的ではないのかなというふうには思つております。

○稲津委員 もう少し具体的に御説明いただければよかつたかなと思ひますけれども、それは時間も限りがありますので、結構でございます。

そこで、これも先ほど来、質疑にありましたけれども、財源についてということですが、

廃止に必要な公費負担は累計で一・一四兆円。それから、公費負担を大幅にふやすB案を採用して、二〇七八年までのこの制度を存続させた場合も、やはり同じかもう少しかかるだろう。さら

に、これも先ほどありました市町村合併、それから独自の議員定数削減、議員報酬に係る手当等も含めて、この地方公共団体の財政負担というのは、先ほど伊東委員の指摘にもありますけれども、年間一千億円程度軽減されてきたということ。

このような財源の議論は最も大事なところだと思ふんですけれども、改めて伺いますが、各種の検討会あるいは総務省内でどのように議論されてきたのか、この点について明確にお答えいただきたいと思ひます。

○逢坂大臣政務官 財源のことについては随分議論があつたと承知をしております。

ただ、まず前提として言えることは、議員年金制度を継続すれば、その財源というのは永続的にかつていくということになります。廃止の判断をすれば、それは一時期は負担がふえたりいろいろしますけれども、ある一定の時期で財政負担というのは終息をしていくということになるのかというふうに思ひます。したがういまして、廃止をする方が将来的には、財政的にはプラスに働くだろうということとは容易に想像がつくというふうに思ひます。

ただ、今回廃止をした場合に、正直申し上げましていろいろ議論がありましたのは、受給者の方がいらっしゃる、しかも現職の議員の方が掛金を掛けられないわけ、ございますので、だから、廃止をしたとしても、長い期間にわたつて負担が生ずるというふうなところについてどう思ふかという議論は随分あつたというふうに承知をしております。

それで、そういう議論を踏まえて三議長会とも話し合つた結果、それでもやはり廃止はやむなしだなどという結論に至つたというふうな理解をしております。

○稲津委員 この問題というのは、根本にあるのはやはり財源問題だと思ふですね。結局、存続するか廃止するか、存続するならどのような負担増、あるいは受取額を減らしていかなきゃならな

いか、こういう本当に狭いところでの議論になつてしまふということがあると思ふんです。私は、それはそれで現段階ではいたし方ない、冒頭私の意見としても申し上げさせていた、いただきました。ただ、今後どうしていくのか、こういう考え方は極めて大事な問題だと思ひますので、ここを次に聞かせていただきたいと思ひます。

この際、議員年金を一たん廃止して、地方公務員年金の共済に加入できるよう改正してはどうか、こういう考えもあります。先ほど質疑がありました。幾つかの課題も見えてきていると思ひます。例えば、常勤公務員が原則であるということ、それから医療保険をどうするのかということ、また厚生年金等の加入実態との関連もあると思ひます。

地方議員はほかに職を持つてゐる、また常勤体制になつていないという御指摘もあります。私もこれはそう思ひますけれども、しかし、もう一方では専従の議員が非常にふえてきているということ、それから、議会の開会以外の場合も調査活動、住民との意見交換や会議、実態としては、その議員活動も含めて、どこまでを常勤と見て、どこまでを非常勤と見るかというのはなかなか難しいことで、これは一度大いに議論をすべきだ、このように私も思つております。

一方で、自治体の首長さんはどうか。これは、地方公務員等の共済組合法による特別職の組合員として年金等の加入ができる。この根拠は何かというところをいろいろ聞くと、最終的にそれは、どうも私も十分理解できないところがあります。さらに、首長さんの立場の中で退職金をいただけるということ。これは、何回も当選回数を重ねて、その都度ごとに退職金をいただいている。これこそ特権としか言ひようのない制度じゃないか、こういう見方もあります。

私は、そのことはそれとして、地方議会議員の地方公務員共済年金への加入、このことについて、地方議員の人材確保という視点、もちろん国民の皆様の世論を踏まえてのことになりますけれ

ども、私はぜひ検討すべきことではないかと思ひますが、このことに対する所見。それから、首長の年金、退職金制度、ここはある意味では見直すべきことがあれば見直した方がいいのではないかとと思ひますけれども、この二点、御見解をいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 議員の皆さんの、老後のことも含めた処遇の問題というのは検討すべきことだと思ひます。

その場合に、議会というものをどういうふうにとらえるかということ、これが一つ背景にあるんだらうと思ひます。先ほど来申し上げておりますように、議会の議員の皆さんというのは公務員と違つて一様ではありませんで、いろいろな職業とか、他に職業を持つてゐる持っていないとかありまして、それをどういうふうにとらめるのかということが一つあると思ひます。

ヨーロッパなどでは、議員になられた方の態様によつて処遇が変わつたり、勤務形態が変わつたりするというケースもあるようであります。他に職のある方はいわば非常勤、専業の方は本当に専業的に仕事をしていたら、その報酬なども勤務形態によつて違ふ、そういう多様性を取り入れていけるような議会もあります。我が国でそれが直ちにないむかどうかというのは問題がありますけれども。

私は、地方議会というものは都道府県と市町村でもレベルが違いますから、特に基礎的自治体の議会のありようというのはもとと真剣に議論されていいたらうと思ひます。そういうことの中の一環として、議員の皆さんの、いわゆる年金も含めた処遇のあり方というのでも論ぜられるべきだろふと思ひます。当面、共済組合への加入というのが一つの論点になつておまして、それについては議員自身がさつたるお話しになられたような問題点もありますけれども、それも含めて、よく検討してみたいと思ひます。

それから、首長の処遇との違いということをおつしやられまして、確かに、かなり違います。

同じ選挙で選ばれてゐる公選職として、首長と議員の間には大きな差があると思ひますが、首長の処遇は、退職金も、それから首長の給与も含めて条例で決めることになつておりますから、議会ではいかようにもと言つと語弊があるかもしれませんが、議会で決めることができるわけでありまして、現行の処遇の水準が高過ぎるということであれば、議会でそれを下げるといふことをされたらいいと思ひますし、現にされているところもあります。

ちなみに、私も知事をしておりましてときに、公明党の県会議員さんの提案によりまして、知事の報酬、退職金は見直すべきだという提案がありまして、それを受けて、みづから減額の条例の提案などもした経緯もあります。

○稲津委員 ありがとうございます。

この共済年金の加入等については、ぜひ議論をしていかなければならないというふうな思つております。

それで、ここで一つ私も意見を申し上げたいと思ふんですけれども、この地方議会議員年金の制度の廃止によつて、老後の生活保障の面で、地方議会議員というのはサラリーマンですとかあるいは公務員の方々に比べると、職業的に言つと、それは職業のあり方そのものもまた別なのかもしれませんけれども、しかし、魅力が果たして低下しないのかどうかということ。それがひいては、地方議会の人材の確保が阻害されるのではないかと御意見もあるというふうな思ひます。

実際に、地方議員のなり手が減少してきているという現実があるということ。先ほど伊東議員からも指摘がありました、例えば無投票当選がふえてしまつてゐる現実。これは北海道のことを例に挙げますと、今回の統一地方選挙で百二十九市町村が議会の改選期を迎えました。何と、実に三十六市町村が無投票になつて、三割です。これをどう見るか。

これはなかなか一様には言えませんが、しかし、その中に、地方議員としての仕事の魅力

があるかないかという問題が一つ、それから報酬等の低さ、そして議員年金掛金等の占める負担の大きさ、こういうことが挙げられておるのではないかとふうにも思います。極端な例かもしれませんが、結果的に、なかなか若い方が地方議会議員選挙に出てこられない、こない。資産のある方ですか、年金を受給している方がほとんど議員としてはふえてくるようなことになってしまふと非常に悲しいと思います。

一つ例を挙げますと、これは私の友人の北海道の地方議員で、しかも一般市です。札幌は政令市ですけれども、北海道の中では歴史のある、そして人口が約十三万を超えるそれなりの大きな市ですけれども、議員報酬四十一万八千九百五十円。これは既に一割カットになっていきます。

ここから、所得税、共済掛金、道市民税、それから国民年金の月額といった金額等々、これを計算してみますと、所得税、月五千四百八十円、それから議員年金掛金が六万七千二百円、道市民税八千八百円、国民年金、月割りで一万五千円、国民健康保険、これも月割りで五万九千六百六十六円。手取りが最終的に二十六万二千二百五十円になってしまっているという現実。こうなってきたと半分ぐらいですね。そして、これはまだいい方だと思ふんですけれども、これがもっと人口の少ない市議会、それから町村議会になりますと、本当に大変なことになってくる。

昨今の自治体の財政から考えると、議員報酬の引き上げというのは考えにくい。それでは、少なくとも老後の生活保障の年金のところだけはしっかりとした制度にしてくださいよ、こういう強い声があるのも事実でございます。

私は、地方議会議員を地方公務員共済年金に加入させた上で、何が障害になるのか。それから、地方議会議員が地方公務員共済年金に加入が認められるとした場合、現職議員の被用者年金加入の実態があるとの見解に対しては、むしろ、加入の任意制ですとか選択制というものもあってもいいのではないかと、このようにも思ふわけでござい

す。したがって、地方議会議員の地方公務員共済年金への加入など、新たな年金制度の検討を行うべきだ、このことを強く意見をさせていた、だいたいと思います。

最後の質問です。自治体負担についてということでお伺いしたいと思います。

地方議員年金制度廃止の財源のことについてですけれども、廃止後は現職議員からの年金掛金が無くなって、地方自治体が不足分を負担するというところ、国は交付税でこれを手当てするというところになっていきますけれども、そうすると、不交付団体は全額自治体負担となって、この制度廃止の負担増に対しては非常に反対意見が強いんです。言葉が適切かどうかは別として、これまでの総務省が行ってきた改正で見込みを誤ったんじゃないか、そういう厳しい指摘を繰り返される自治体の首長さんはいます。

その上で、不交付団体に対して負担増を押しつけるのは一体どういうことなのか、こういう御批判に対してどうお答えするのか、最後にこのことをお伺いして、質問を終わります。

（委員長退席、福田（昭）委員長代理着席）

○片山国務大臣 結論を申しますと、この種のこととはやはり交付税制度の中で処理すべきものだと思います。

感情論として、不交付団体については実質的には何の手当でもないではないかというのは、そういう気持ちはわからないでもないですけれども、しかし、不交付団体というのは、その負担増をのみ込んでみてもちゃんと財源に余裕がある、そういう仕組みでありますから、そこはやはり甘受していただくざるを得ないと思います。

逆に、不交付団体だからということで特例的な交付金などを交付したとすると、それは、他の交付団体と比べると二重に手当てをしたことにもなりかねませんので、そこはやはり割り切って、この種のことは交付税制度の枠の中で処理されるべきものだとは私は考えております。

○稲津委員 終わります。

○福田（昭）委員長代理 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

地方公務員共済組合法案、地方議員年金廃止法案の質問に当たりまして、それに先んじて、喫緊の課題であります被災者生活支援に関連して何点か質問をいたします。

四月十五日、内閣委員会、私が液状化被害の問題について対策求めたのに対し、松本防災担当大臣は、「現実の基準が今回の地盤の液状化の実態にそぐわないという指摘もありますので、これから、家屋の状況を調査して、基準の見直し等も含めて勉強していきたい」と答弁をいたしました。

東防災担当大臣においでいただきたいしております。東副大臣も、千葉県内の液状化被害地域の現地調査もされたとお聞きしております。どのような地域を調査され、現場でどのような感想をお持ちになったのかについてまずお聞かせいただけますか。

○東副大臣 お答えさせていただきます。

このたびの東日本大震災においては、東北地方において、やはり想像を絶する最大規模の津波等に余りにも関心が行ってしまっておりまして、それ以外にも、今御指摘になりました液状化による被害もいろいろなところで起こっている。

そういうことを踏まえた上で、この地盤の液状化による被害の実態が現実どういうふうになっているのか、また、そこで市町村の職員としてこのことを考えてくださっている市長を初め、さらにまた被災されている方々のお話を伺いに、去る四月二十二日に千葉市、習志野市、浦安市、そして四月二十六日には茨城県の潮来市、神栖市において現地調査を実施させていただいたところであります。

例えば、液状化による被害を受けた住宅の床が傾いてしまっている。三センチぐらい傾いていて、今の御指摘のような被災者生活再建支援制度で、どれだけきちんとその部分を手当てすることができるとかということを感じさせていただきま

した。そういう意味で、液状化の被害というのは私も想像する以上に大きな被害を与えてしまっている、そういう感想を持ちました。

○塩川委員 現場の実態をよくごらんでいたということだと思います。

きょうのお昼のNHKニュースで松本防災担当大臣が、液状化の被害は、住宅の修復だけの問題でなく健康被害にもつながるので、見直す方向で努力していると述べ、基準の見直しを五月初めに行う方針との報道でございました。昨日は、枝野官房長官も、記者会見で同様の趣旨のことを触れられていたと承知をしております。

被害認定の基準の見直しなど、どのように対応されていくお考えなのか、その点についてお聞かせください。

○東副大臣 御指摘のとおり、これまでの液状化による住宅の被害認定の方法につきましては、委員を初め多くの方々から御指摘をいただいていたところでもあります。一方で、現在の基準が今回の地盤の液状化による住宅被害の実態にそぐわない、こういう御質問も多くいただいております。もう既に潮来市には担当官を派遣したほか、先ほど申し上げましたとおり、私の方でも現場を視察させていただいて、実態を把握させていただいている。

したがって、現在、こうした液状化の実態を踏まえながら、被害認定の専門家及び学識経験者、さらにまた、塩川委員御指摘のとおり、医療関係といえますが健康関係に対して知見を有されている方々の意見を聞かせていただきまして、できるだけ早くこの基準見直しを決断したいというふうに思っております。

○塩川委員 家の傾きについても、二十分の一というのでは、実際には非常に、それより小さくても住めないというのが実際の声でありますし、地盤そのものがそっくり沈下をしている事例などはこの被害認定では拾えませんが、そこへの対策も含めて、しっかりと、早急な基準の見直しをやっていたきたい。

る経費を含む公費負担額は千三百四十七億円でありまして、これは全額地方財政計画に計上いたします。普通交付税の基準財政需要額に算

わば期間限定の常勤になっているわけでありま
す。そうすると、当然、どこかに勤務するという
サラリーマンとの間の兼職は事実上不可能であり
ます。では、議員だけで食べていけるかという
と、決してそんなことはない。そういう意味
で、非常に中途半端な存在だと思えます。

ですから、この際、会期制をどうするのかとい
うようなことも含めて、地方議会のあり方は大い
に見直しの検討がなされるべきだと思ひまして、
そういう中から、これからの議員の皆さんの処遇
のあり方というのは、当面の処遇、それから老後
の設計も含めて、おのずから議論が深まってくる
のではないかと考えております。

○重野委員 重ねて申し上げますけれども、憲法に言
うところの三権分立、そういう大きな枠がある。
その一方の立法府、国会であり地方議会、そうい
うところが、今回のような制度がそういう流れで
ずっといったときには、私は、非常にその部分は
劣化していくんじゃないか。ある意味では偏った
人しか出られない、一般の庶民がそこにでてい
くというときに、なかなかそういう決意を促すも
のにはならないというふうなところは、私は非常
に大事な内容を包含していると思うんです。

したがって、この問題については、この法律が
決まったにしても、今後とも真剣に政府において
も検討をするべき、もちろん立法府もしなきゃな
らぬのですが、やはり行政府の方もこの点につ
いては、この国の憲法にかかわる問題だという点
において、しっかりとテーマとして引き続き検討し
ていただきたい。そんなことを要望しまして、質
問を終わります。

○原口委員長 次に、柿澤末途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤末途でございます。

地方公務員共済組合法の一部を改正する法律案
ということで、地方議員年金が廃止ということに
なるわけですが、私、この問題には実は非
常に深い思い入れがありまして、去年の三月にも

この総務委員会で、原口総務大臣に御質問をさせ
ていただいたことがございます。

さかのぼるともう五年前なんです、二〇〇六
年に都議会の選挙がありまして、私は民主党公認
で二期目の当選をさせていただきました。民主党
の都議会の政調会長をやらせていただいた。まず
最初に、この地方議員年金を廃止せよという意見
書を都議会に提出させていただきました。

民主党と生活者ネットだけの賛成で、残念なが
ら採択はされなかつたんですけれども、そのとき
に、国会議員年金の廃止の大変強硬な論者であつ
た、今名古屋市長になつて河村たかし議員に
来ていただいて勉強会をやつたり、また、議院運
営委員会で、平成十八年の一月二十七日に、民主
党が国会議員互助年金法の廃止の法案を出してい
るんですけれども、その提案理由説明でも私が
行った都議会での動きを紹介していただいたり、
ある意味では、地方議員の側から、地方議員年金
はもうもたないから廃止した方がいい、こういう
ことを言い始めた言い出しっぺの一人だというふ
うに私は思っております。

そんな観点から、昨年の三月にこの総務委員会
で、当時、原口総務大臣に対して、この地方議員
年金の問題について質問させていただきました。
積立金も枯渇をしていて、もう既に検討も進めら
れている状況の中で、やはりここは廃止という結
論を出した方がいいんじゃないか、こういうこと
を申し上げて、原口総務大臣が御答弁をされるの
は、恐らく、廃止が望ましい、こんな御答弁かな
というふうに思っていたら、そうではなくて、
「総務省としたら、私の今の意見は、できるだけ
存続をし、地方議会の権能やさまざまな役割を
もつともっと強化できる方向に進めばなというふ
うに考えているところでございます。」こういう答
弁をいただいたんです。

当時の総務省、そして総務大臣のお考えとして
は、できるだけ存続するのが望ましい、こういう
御答弁をいただいているわけですが、今回
こういった形で廃止の法案を提出するに至つた。

考え方が変わったのか、大臣がかわつたからなの
か、どういふことなのかわかりませんが、この一
年間の変化というのが何によるものなのか、お尋
ねを申し上げます。

○片山国務大臣 当時、総務大臣が、できるだけ
存続しという基本的な考え方を述べられたという
ことは、それはそのとおりだろうと思ふんです。
いいいますのは、それまでつがなく運営され
ていた制度でありまして、その中で、一定の要件
を備えられた方には当然期待権というものがあ
るわけでありまして、存続への期待権、存続する
ことによつて得られる経済的価値への期待権とい
うのがあつたわけでありまして、それをできる限り
尊重するというのは、これは所管大臣として当然
だろうと思ひます。

その後も、できるだけ存続しという考え方が具
体化できないかということで関係方面と協議をし
てきたということも事実でありまして、総務省の
中で地方議会議員年金制度検討会というものが開
催されて、その報告書においては、A案、B案あ
りますけれども、存続案と、それからもちろん廃
止案もあるんですけれども、存続案も当然議論の
対象として、両論併記として、選択肢として示さ
れているわけでありまして。

したがって、その時点から存続ということも念
頭に置きながら検討してきたわけでありまして、
ども、先ほど来るる申し上げたとおり、構造的な
要因の変化によつて持続可能性が担保できなく
なつたということ、それから、それを持続させよ
うと思ひましたら、この存続案というものを具体
化しようと思ひましたら相当の公費負担というも
のが生じることになつて、それはこの間の住民の
皆さんの意識、認識とかかなり違つたものになら
ざるを得ないということがあつて、それは国民の皆
さんの理解が得られないだろうということで、結
果として、今回のような廃止案ということに収れ
んしたということであります。

○柿澤委員 今回の地方議員年金の廃止に係る法
案の内容を見ますと、現に議員を退職し年金を受
給している方に対して、支給水準の引き下げにか
かわる部分があります。これは、この間の議論の
中でもさまざまに、この妥当性というのか、憲法上
の財産権に照らして疑義はないのか、こういうこ
とが言われてきたところでありまして、今回こう
いう形で法案に盛り込まれることになりました。
こうした形で、現にこの議員年金を受給してい
る方に対して減額を求めるということが憲法的に
認められる根拠をお示しいただきたいというふう
に思ひます。

○片山国務大臣 憲法に書いてあります財産権の
保障というのが、どういうことを念頭に置いてい
るかということも関係すると思ひます。憲法の
規定が、直ちにこの種の互助的な年金制度まで
も、その期待権をすべて財産権として保障してい
るかどうかというのは、これは私は議論があるこ
ろだと思ひます。

先例でいいますと、国会議員の皆さんの議員年
金を廃止したときにもやはり似たようなことは
あつたわけでありまして、それは、その時点で憲
法上容認される、そういう認識のもとに国会で議
決されたことだろうと思ひますので、それと変わ
るものではないと思ひます。

○柿澤委員 今回いたかつたのは、今回そういう
ことで判断するに至つた法的な根拠というのか、こ
ういふことで正当化される、この具体的根拠を
お伺ひしたかつたので、もう一度御答弁をいた
だきたいと思ひます。

○片山国務大臣 いや、むしろ逆に、憲法によつ
て具体的に制約を受ける要素がないということ
を申し上げたかつたわけでありまして。

○柿澤委員 先日、総務省さんからいろいろとお
伺ひをさせていただいた際には、やはり財政が厳
しいという状況が前提としてあつて、また、今回
いろいろ、受給額が多い方々やあるいは所得水準
の高い方に対して負担を求める内容になつてい
るわけですが、所得が多い人に対しては、こ
の財政事情の厳しい折に協力を求めることは憲法
上疑義がないということで判断をされた、法制局

もそれをまたよしとした、こういうふうなことを聞いているんです。

こういう形で、財政的に厳しいということ、例えば所得水準あるいは受給の水準が高いということとを理由に減額が認められるということになるとすれば、これは、例えば地方公務員に関して、年金の減額を財政事情の厳しき折に求めるということがあつた場合に、それもまた正当化し得るということになるのかなというふうにも思うんです。

こうした形で、地方議員のみならず地方公務員に關しても、さまざまな厳しい意見や、あるいは年金の水準をそうしたことに關して議論がある中でありますので、この根拠に基づいて、地方公務員についても年金の減額が認められるかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 似たような文脈で議論されることは当然あると思いますが、先ほど来議論がおりますように、互助的な年金の仕組み、議員年金といふのはその一つでありますけれども、そういう互助的な、相互扶助的な色彩の強い制度と、それから公的年金、地方公務員共済組合の年金制度も公的年金でありますけれども、それとはやはり、全く同列には論じられないという面はあると思います。

○柿澤委員 この法案、ごらんをいただければわかるとおり、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案ですから、性格上、互助年金だといふのは感覚的にはそうなんでしょうけれども、今の片山大臣のロジックというのは、いささか私は論理的明晰さに欠ける部分があるのではないかな、この二つを截然と、これはこれ、それはそれというふうに分けて考えることができるんだろかなというふうにも思います。

私たちは、やはりこうした根拠に基づいて、地方議員の年金の減額はあり得べしと思っておりますが、一方で、それは地方公務員も聖域ではないんだということを示しているというふうに考えております。

最後に、今回の一時金の水準についてお伺いをさせていただきます。

私は、都議会議員として、この地方議員年金の廃止を訴えた言い出しつべの一人だというお話もさせていただきましたが、ここで余り公に語るような話ではないんですけれども、実は、地方議員を途中で辞職している人間でもございまして、この一時金というのをいただきました。そのときの水準はたしか五四％ぐらいだったのではないかなというふうに思うんですけれども、地方議員年金の退職による一時金の返還というのは、大体、四九％から六四％という水準で今返ってくるということになっていくわけです。

財政が厳しい、持続可能性が低い、こういうことで地方議員年金制度が廃止されるに当たって、今現在、存続した制度の中で四九％から六四％しか戻ってこないのに、今回、制度を廃止するに当たって、八割戻ってくる。国会議員もそうだったといえればそうなのかもしれませんけれども、しかし、今までより一時金の支給額が大きくなるというの、なかなか理解がしがたいところもあるのではないかなというふうに思いますが、この点について、八割、こういう水準に設定をしたということとで果たしてよかつたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○片山国務大臣 いろいろな考え方があろうかと思ひます。制度を大きく変えるといひますか、今回は廃止するわけでありまして、そういう激変のときにどういう割り切り方をするかということ、その一つの選択の結果でありますけれども、参考になりましたのは、旧国会議員互助年金制度の廃止時、この場合も八割ということになっておりまして、一つの先例として、これは参考になるのではないかと考えております。

○柿澤委員 そういう御答弁であることは承知の上でもございすけれども、私たちも、この後採決が行われて、この制度の廃止の仕方についてはいろいろ議論したいところもありますけれども、しかし、やはりこういうことは全体として合意

を見て進めていくことが望ましい。だれかが反対をする、こういう中で押し切つてやるべきものではないというふうにも思つておりますので、最終的にはこの案を了として、私自身も廃止という方向性を目指してきた一員として受けとめたいというふうにも思つております。

時間も参りましたので、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○原口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○原口委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がございせんので、直ちに採決に入ります。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○原口委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、古賀敬章君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。古賀敬章君。

○古賀敬章委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。

一 本法の施行に当たつては、年金受給権者及び現職の地方議会議員に対し十分な説明を行

う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。

二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点から踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たつては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

三 旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通ずる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう最大限の配慮を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○原口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片山総務大臣。

○片山国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと思ひます。

○原口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○原口委員長 次に、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

東日本大震災被災地における地方行政、情報通信等の実情調査のため、岩手県に委員を派遣することとし、議長に対し、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、派遣委員の人选、派遣期間等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

平成二十三年五月十一日印刷

平成二十三年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A